

設置について

- ① 据え付けは、重量に十分耐える所で確実に行って下さい。
強度不足や取り付けが不完全な場合は機器の転倒や落下の原因になります。
- ② 据え付けの選定には下記の内容を守って下さい。
 - 付近に燃えやすいものがない場所
 - 高温・多湿でない場所
 - 設置床面に防水処理又は漏水対策を施してある場所
- ③ 洗髪器と同一フロアあるいは洗髪器より上になるよう設置して下さい。
- ④ ガス焚給湯機については設置基準の規制をうけます。
有資格者の監督のもとで行って下さい。
- ⑤ 寒冷地に設置される時はその旨販売店にご相談下さい。(オプション)
- ⑥ 室内に設置される時は専用室としサービスペース等を充分とってください。
- ⑦ テナントビル等に設置される時は給気量・排気量等ビル側と打ち合わせが必要となります。詳細については販売店にご相談下さい。
- ⑧ 給湯機の排気筒・給排気筒について、隠蔽となる場合、点検口を設け点検出来るようにして下さい。(天井内、PS内)

ガス工事

設置する地域へ供給している各都市ガス会社・LPガス業者へ工事を依頼して下さい。指定した材料及び工法など各ガス会社の定める基準に従って下さい。

ガス焚給湯機について

- 各給湯機の施工基準に従って施工して下さい。
- 強制給排気形(FF)強制排気形(FE)の設置及び変更の工事は
ガス消費機器設置工事監督者の監督のもとに行ってください。
- 排気口・給排気筒トップ・排気筒トップは
屋内の給気口近くへ設置しないで下さい。
- 隣家に熱風の吹込みなどの迷惑がかからない場所に設置して下さい。
- 排気筒、給排気筒の近くに可燃物を置かないで下さい。
- 設置する場所へ供給されているガス種を確認して下さい。

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則

第6条 特定工事業者は特定工事を施行したときは経済産業省令で定めるところにより、当該特定工事に係る特定ガス消費機器の見やすい場所に氏名又は名称、施工年月日その他の省令で定める事項を記載した表示を付けなければならない。

ガス給湯機・石油給湯機等 長期使用製品安全点検制度(改訂消安法)

●消費者等それぞれが役割を果たして経年劣化による事故を防止するための制度です。

(消費者自身による保守が難しく経年劣化による重大事故を未然に防止ため、点検等の保守を適切に行う制度)

保証について

- ① 取扱説明書・本体貼付けラベル等の注意書に従った正常な使用状態で故障した場合には
加圧ユニット：据付引渡後2年間
給湯機：据付引渡後2年間
無料修理致します。
- ② 保証期間内でも、次の場合には有料修理となります。
 - イ、使用上の不注意過失による不具合及び不当な修理や改造による故障及び損傷。
 - ロ、移設等に起因する故障及び損傷。
 - ハ、火災・地震・水害・落雷・その他天災地変、公害や異常電圧による故障及び損傷。

配管について

- ① 錆の発生する材料は使用しないで下さい。
- ② 不確実な配管工事は屋内を浸水し家財・店舗・機器等をぬらす原因となることがあります。又、第三者に損害を与える事故につながります。専門業者に依頼して下さい。
- ③ 設置する地域の水道局施工基準等の法規に従って工事を行って下さい。
- ④ 保温工事を確実にを行い給湯温度の低下防止をして下さい。
- ⑤ 洗髪器に近い場所に設置して下さい。給湯配管を長くすると湯温のロスが発生します。

石油焚給湯機について

- 各給湯機の施工基準に従って施工して下さい。
- 排気口、排気筒の近くに可燃物を置かないで下さい。
- 隣家に熱風スス等の吹込みなど迷惑がかからない場所に設置して下さい。
- 油タンクを設置する場合設置届が必要な地区があります。
(200ℓ以上1000ℓ未満)
各地区の火災予防条例に従ってすみやかに市町村の消防署へ届出をして下さい。
- 油タンクと給湯機は2m以上離して据付けるか、防火壁を設けて下さい。
- 送油配管は銅管又は金属管を使用し、地震等があっても給湯機・油タンクに力が加わらないよう配管の途中に遊びを設けて下さい。

定期点検のおすすめ

- 安心して末永く快適にご使用いただくため、お買い上げより2年以上たったものは、定期点検をおすすめします。詳細については販売店にお問い合わせ下さい。

